

## ○逗子市知的障害者等雇用報償金支給事務取扱要領

平成22年4月1日

施行

### (趣旨)

第1条 この要領は、逗子市知的障害者等雇用報償金支給要綱(昭和61年11月12日施行)(以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定める。

### (支給の対象)

第2条 要綱第2条に規定する事業主については、就労継続支援A型(障害者自立支援法「平成17年法律第123号」第5条第15項)を実施する事業主(以下「A型事業主」という。)を含むものとする。ただしA型事業主は次の要件を充たすものとする。

- (1) 知的障がい者等の勤務について、原則1日4時間以上且つ月10日以上であること。
- (2) 雇用契約を結んでいること。
- (3) 報償金は知的障がい者等の給与に充当すること。
- (4) 神奈川県最低賃金相当額を確保すること。

### (認定申請)

第3条 報償金の支給を受けようとする事業主は、要綱第3条の規定に基づき手続きするものとし、その際雇用契約書を添付するものとする。また、A型事業主は、就労継続支援A型利用・雇用契約書を添付するものとする。

### (資格の認定)

第4条 市長は、前条の規定により申請を受理した時は、要綱第4条の規定に基づき資格を調査しその適否を決定したときは申請者に通知するものとする。

### (支給の請求)

第5条 市の資格認定を受けた事業主は、要綱第5条の規定に基づき手続きするものとし、その際勤務状況等の確認ができる書類を添付するものとする。

### (支給方法)

第6条 報償金の支給は、要綱第5条の規定に基づく請求により毎年4月、7月、10月及び1月にそれぞれ前月までの分を支給する

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この要領施行の際、現に知的障がい者等を雇用しているA型事業主で、要領施行月に申請し要綱第4条の認定を受けたものに対する報償金の支給については、要綱第6条第2項の規定にかかわらず、この要領施行月を含み算定する。